

「保育と保健ニュース」速報

平成 23 年 5 月 日

文部科学大臣
高木 義明 殿

日本医師会
会長 原中 勝征

子どもたちの安全を守るための放射線被曝線量の
減少に向けた取組みの実施について（要望）

文部科学省が 4 月 19 日付けで福島県知事、福島県教育委員会等に発出した、福島県内の学校の校庭利用等に係る限界放射線量を示す事務連絡等に対し、日本医師会は 5 月 12 日に添付のとおり見解を公表いたしました。

この見解に示すとおり、上記の文部科学省事務連絡においては、幼児、児童、生徒が受けける放射線量の限界を年間 20 ミリシーベルトと暫定的に規定した根拠が希薄であり、とくに成長期にある小児については、最適・最速・最大の方法で、可能な限り放射線被曝量を減らすことにより最大限の努力をすることが国の責務であり、これにより子どもたちの生命と健康を守ることこそが求められていると考えます。

わが国の将来を担う次世代の健全な育成という視点からも、国ができる限りの方策により、子どもたちの放射線被曝量の減少に努められること、子どもたちの生活の場での放射線量について、より多くのポイントできめ細かく測定すること、正確な情報を迅速かつわかりやすく公開していくことをここに強く要望いたします。

平成 23 年 5 月 日

文部科学大臣
高木 義明 殿

日本小児科学会
日本小児科医会
日本小児保健協会
日本保育園保健協議会

わたしども小児医療、小児保健関係四団体は、「文部科学省『福島県内の学校・校庭等の利用判断における暫定的な考え方』に対する日本医師会の見解」、ならびに「子どもたちの安全を守るための放射線被曝線量の減少に向けた取組みの実施について（要望）」の趣旨に賛同するとともに、国が総力を挙げて子どもたちへの放射線被曝線量の減少対策に取り組まれることを要望いたします。

平成 23 年 5 月 12 日

文部科学省「福島県内の学校・校庭等の利用判断における
暫定的な考え方」に対する日本医師会の見解

社団法人 日本医師会

文部科学省は、4 月 19 日付けで、福島県内の学校の校庭利用等に係る限界放射線量を示す通知を福島県知事、福島県教育委員会等に対して発出した。

この通知では、幼児、児童、生徒が受ける放射線量の限界を年間 20 ミリシーベルトと暫定的に規定している。そこから 16 時間が屋内（木造）、8 時間が屋外という生活パターンを想定して、1 時間当たりの限界空間線量率を屋外 3.8 マイクロシーベルト、屋内 1.52 マイクロシーベルトとし、これを下回る学校では年間 20 ミリシーベルトを超えることはないとしている。

しかし、そもそもこの数値の根拠としている国際放射線防護委員会（ICRP）が 3 月 21 日に発表した声明では「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1~20 ミリシーベルト／年の範囲で考えることも可能」としているにすぎない。

この 1~20 ミリシーベルトを最大値の 20 ミリシーベルトとして扱った科学的根拠が不明確である。また成人と比較し、成長期にある子どもたちの放射線感受性の高さを考慮すると、国の対応はより慎重であるべきと考える。

成人についてももちろんあるが、とくに小児については、可能な限り放射線被曝量を減らすことに最大限の努力をすることが国の責務であり、これにより子どもたちの生命と健康を守ることこそが求められている。

国は幼稚園・保育園の園庭、学校の校庭、公園等の表面の土を入れ替えるなど環境の改善方法について、福島県下の学校等の設置者に対して検討を進めるよう通知を出したが、国として責任をもって対応することが必要である。

国ができる最速・最大の方法で、子どもたちの放射線被曝量の減少に努めることを強く求めるものである。